

災害時の法律相談等に関する協定書

匝瑳市・千葉県弁護士会

災害時の法律相談等に関する協定書

匝瑳市(以下「甲」という。)と千葉県弁護士会(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号で規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、乙が被災者支援のために実施する法律相談、その他の災害時における住民生活の確保を目的とする各種法的支援活動(以下「法律相談等」という。)の事前準備及びその取扱い等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、匝瑳市内で災害が発生した場合において、乙が被災者に対して行う法律相談等の円滑かつ適切な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続)

第2条 甲は、必要と認めるときは、協力要請書(第1号様式)により、法律相談等の実施を乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請するものとし、その後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

(法律相談等の実施)

第3条 甲が乙に対して、前条の規定による要請をした場合、または乙が甲に対して、法律相談等の実施の申入れをした場合、甲と乙は、協議の上で、当該法律相談等の実施を速やかに決定するものとする。

(法律相談等の実施の場所等)

第4条 法律相談等の実施の場所、期間、方法等の細目は、甲乙協議の上で、乙において決定し、甲は、法律相談等の円滑かつ適切な実施にあたって、会場の確保や広報等、必要な措置を取るよう努めるものとする。

(費用の負担)

第5条 乙は、法律相談等の費用については、原則として乙の負担において、実施することとし、甲に対して負担を求めない。ただし、災害の規模、または法律相談等の実施の期間、回数、内容等を勘案し、乙の負担とすることが不相当となった場合には、甲乙協議の上で、甲も一部負担するものとする。

(損害の補償)

第6条 乙は、法律相談等によって、乙の責任に基づく損害賠償責任が発生した場合には、乙が加入する賠償責任保険により補償を行うこととし、甲に対して、その負担を求めない。

2 乙は、前項に規定する事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を、書面により甲に報告する。

(実績の報告)

第7条 乙は、法律相談等を実施した場合には、法律相談等報告書(第2号様式)により、相談実績を甲に報告するものとする。この場合において、相談の件数、または内容を把握するため、乙においても法律相談等報告書を利用することができる。

(平時の協議等)

第8条 甲及び乙は、法律相談等の円滑かつ適切な実施を目的として、平時においても、必要に応じて協議を行うものとし、あわせて法律相談等に必要な準備を行うものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害時の法律相談等に関する連絡体制を定め、相手方に報告するものとする。また、当該連絡体制に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙がそれぞれの相手方に書面をもって、本協定の変更もしくは終了の意思を表示しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(雑則)

第11条 本協定に定めのない事項、及び本協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年5月30日

甲 匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市
匝瑳市長

乙 千葉市中央区中央4丁目13番9号
千葉県弁護士会
会長

第1号様式

年 月 日

依頼No. _____

協力要請書

千葉県弁護士会
会長 様

匝瑳市長

災害時の法律相談等に関する協定書第2条の規定により、下記のとおり協力を要請
します。

記

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日(実作業 日)		
実施場所			
実施内容			
従事者 概算			
協力要請 部署		担当者名 (電話番号)	
備考			

第2号様式

年 月 日

依頼No. _____

法律相談等報告書

匝瑳市長 あて

千葉県弁護士会 会長

災害時の法律相談等に関する協定書第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日(実作業 日)
実施場所	
実施内容	
備 考	